

験費を減免する。

第31条 病気その他の理由で退学しようとする者は、理由を付し、保証人が連署して学長に願い出なければならない。病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

第32条 外国の大学院への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学期間は、原則として1年間とする。ただし、特別の理由がある場合には、学長の許可を得て、博士前期課程では更に1年間、博士後期課程では更に2年間で留学期間の延長を認めることができる。

3 留学期間は、通算して博士前期課程で2年、博士後期課程で3年を超えることができない。

4 留学の許可を得た者については、その留学期間を在学年数に算入する。

5 留学の許可を得た者が、留学した大学院において修得した単位については、研究科委員会の議を経て、第10条第1項から第5項までに基づいて修得した単位と合わせ、博士前期課程と博士後期課程を通じて合計10単位を限度として本大学院において修得したものとして認定することができる。

6 留学の許可を得た者については、留学期間中の本大学院における授業料、施設設備費及び研究実験費を減免する。

7 留学についての細目は、別に定めるところによる。

第7章 入学検定料、入学金、授業料その他

第33条 本大学院に入学を出願する者は、別表2の入学検定料を納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は返付しない。

第34条 本大学院に入学を許可された者は、別表2の入学金並びに別表3の授業料及び施設設備費、その他の納付金を納め、誓約書・保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

第35条 学生は、別表3の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

2 人文科学研究科心理学専攻、臨床心理学専攻及び自然科学研究科の学生は、前項に定めるもののほか、別表3の研究実験費を納付しなければならない。

3 学生は、前2項のほか、履修科目に応じ、別に定めるところにより履修費及び実習費を納付しなければならない。

第36条 委託生及び研究生の納付すべき授業料及び研究実験費は、別表4による。

第37条 科目等履修生として願い出の場合の選考料は、別表5による。

2 科目等履修生の納付すべき登録料及び履修料は、別表5による。

第38条 協定留学生の納付すべき授業料その他の納付金は、正規の学生が納付すべき金額と同額とする。

第39条 交流学生の納付すべき履修料は、別表5による。

第40条 第33条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるところにより入学検定料及び入学金、授業料その他の納付金を減免することができる。

第41条 学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

第42条 既納の授業料その他の納付金は返付しない。ただし、年額の授業料を納付している者が第1学期に退学する場合、所定の手続きにより、第2期分の授業料を返付することがある。

第8章 教員組織及び運営組織

第43条 本大学院における授業及び指導は、本大学の教授、准教授又は特別任用教授がこれを担当する。